

診療報酬算定に関する掲示

機能強化加算

当クリニックでは、かかりつけ医として以下の相談、紹介などを行っています。

- ①必要に応じて「専門医・医療機関」をご紹介します。
- ②他の医療機関での受診状況や、処方されているおくすりの内容を確認し、当院での診察や処方に応じます。
- ③健康診断結果のご相談、予防接種のご相談に応じます。
- ④保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ⑤かかりつけの方の夜間、休日などの緊急時の問い合わせに応じます。

医療情報取得加算

当クリニックでは、マイナ保険証利用と情報取得に関する体制を整備しており、厚生労働省の定めに則り利用する利用しないに関わらず所定の点数を請求いたします。なお、こども医療等、公費負担受給者証をお持ちの方は別途提示が必要です。

医療DX推進体制整備加算

当クリニックでは、

- ・オンライン請求を行っています
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は利用できる体制を有しています
- ・電子処方箋の発行する体制を有しています
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については調整中です
- ・マイナンバーカードの健康保険証の利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っています
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して行うことについて当医療機関の見やすい場所及びホームページに掲載しています

上記の体制によって、初診時の医療DX推進体制整備加算を月1回に限り所定点数を算定いたします

明細書発行体制等加算

当クリニックでは、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致しております。また、公費負担等医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行することとしております。

一般名処方加算

当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いている。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら医師までご相談ください。

時間外対応加算3

当クリニックでは、時間外対応加算を算定いたします。標榜時間外に、通院中の患者様からの電話等による問い合わせに対応できる体制を整えている施設が算定することができる加算のことです。（休日、深夜、早朝は留守番電話で対応しても差し支えないとされています）時間内、時間外の受診に関わらず、体制をとっていることで再診時に算定させていただきます。

外来感染対策向上加算

当クリニックでは、感染管理者である院長が中心となり職員一同、院内感染対策を推進いたします。感染性の高い疾患が疑われる場合は、それ以外の患者様と分けた導線と診療スペースにより外来診療を提供いたします。その他、所定の体制を整えているため、当加算をすべての患者様に月に一度算定させていただきます。

発熱患者等対応加算

当クリニックでは、発熱その他感染症を疑わせるような症状がある場合、適切な感染防止対策を講じた上で、診療を行います。その際は月1回に限り、本加算を算定させていただきます。

小児抗菌薬適正使用加算

当クリニックでは、抗菌薬の適正使用に関する理解向上のための取り組みを行っており、対象の方には当加算を算定させていただきます。